

会 議 録

会議の名称	令和２年度第１回戸田市都市景観審議会
開催日時	令和２年９月１６日～令和２年９月２５日
開催方法	書面会議
委員長等氏名	戸田市都市景観審議会 会長 吉田 慎悟
出席者氏名 (委員)	岡田 智秀、荒井 歩、小畑 益彦、柴田 勇、徳川 和久、 江崎 奈穂子、庄司 理、寺尾 博
欠席者氏名 (委員)	なし
事務局	都市整備部 小森部長、早川次長 都市計画課 熊木課長、本橋主幹、酒田主任
議 題	(１) 諮問案件：戸田市屋外広告物条例の一部改正について (２) その他 ・公益上必要な施設・物件に表示・設置する屋外広告物の許可基準(案)について ・【情報共有】窓内広告物に係る戸田市の取扱い状況について
会議結果	別紙「会議の経過」のとおり
会議の経過	別紙「会議の経過」のとおり

会 議 資 料	(1)次第 (2)回答用紙 (3)令和２年度第１回戸田市都市景観審議会事務局説明 (4)【資料１】 事前意見聴取における意見・対応方針一覧 (5)【資料２】 パブリック・コメント結果 (6)【資料３】 戸田市屋外広告物条例及び同施行規則の改正箇所・概要 (7)【資料３-２】 第２号様式（現行・改正案） (8)【資料４】 公益上必要な施設・物件に表示・設置する屋外広告物許可基準（案） (9)【資料５】 窓内広告物に係る戸田市の取扱い状況について（情報共有） (10)【参考資料１】（現行）戸田市屋外広告物条例 (11)【参考資料２】（現行）戸田市屋外広告物条例施行規則 (12)【参考資料３】 戸田市屋外広告物条例新旧対照表 (13)【参考資料４】 戸田市屋外広告物条例施行規則新旧対照表 (14)【参考資料５】 戸田市有料広告掲載の取扱いに関する要綱【抜粋】
議事録確定	令和２年１０月７日 戸田市都市景観審議会 会長 吉田 慎悟

(会議の経過)

議題・発言内容・決定事項

(1) 諮問案件：戸田市屋外広告物条例の一部改正について

戸田市屋外広告物条例の一部改正に係る市長からの諮問に対し、本審議会から市長に対して答申をするにあたり、委員の意見を求めた。

① 審議方法

審議会に先立って各委員に事前意見聴取を実施し、「事前意見聴取における意見・対応方針一覧」【資料 1】にまとめた。また、令和 2 年 8 月 5 日から令和 2 年 9 月 3 日まで実施した市民パブリック・コメントについて、「パブリック・コメント結果」【資料 2】にまとめた。

【資料 1】及び【資料 2】を踏まえて、「戸田市屋外広告物条例及び同施行規則の改正箇所・概要」【資料 3】及び「第 2 号様式（現行・改正案）」【資料 3-2】のとおり条例・施行規則の一部改正の概要をまとめた。当該資料等により、戸田市屋外広告物条例の一部改正に対する意見を求め、答申書を取りまとめる。

② 提出期限

令和 2 年 9 月 2 5 日

③ 意見提出数

1 名 1 件

④ 意見内容

改正により、市の景観の品位が低下することのないよう、万全の注意を払っていただきたい。

⑤ 事務局回答

これまで積み上げてきた市の景観について、品位を低下させることの無いよう景観行政を推進してまいります。

⑥ 審議結果等

委員から提出された意見を付して、答申書を取りまとめる。

(2) その他

公益上必要な施設・物件に表示・設置する屋外広告物の許可基準（案）について

① 審議方法

議題・発言内容・決定事項

「事前意見聴取における意見・対応方針一覧」【資料1】の対応方針において定めるとした「公益上必要な施設・物件に表示・設置する屋外広告物の許可基準」（以下「許可基準」という。）について、【資料4】のとおり（案）を作成し、「許可基準」（案）に対する意見を求めた。

② 提出期限

令和2年9月25日

③ 意見提出数

1名 1件

④ 意見内容

パチンコ、サラ金の類の広告は公益上必要な施設に表示されるものとしてはふさわしくないが、風俗営業ではないし公序良俗にも反しないと開き直られる可能性がある。

2（1）の「品位」と2（5）「その他広告として掲載することが妥当でない」の適用については市の裁量を大きくすべきである。

より確実な方法としては、基準案の「表示できる広告物」をネガティブリストからポジティブリストにすることである。

⑤ 事務局回答

パチンコについては、【資料4】許可基準(案)の2（2）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条」に該当するため、表示できない広告物となります。

サラ金については、【資料4】許可基準(案)の2で、準じるとしている【参考資料5】「戸田市有料広告掲載の取扱いに関する要綱」（以下「要綱」という。）の事務局に確認し【資料4】許可基準(案)の2（1）「市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの」に該当するため、表示できない広告物となります。

【資料4】許可基準(案)に係る市の裁量については、行政が設置する施設・物件に対して市が屋外広告物の募集を行ったうえで、表示する屋外広告物であるため、市の裁量は十分にあると考えます。

【資料4】許可基準(案)の「表示できる広告物」をネガティブリストからポジティブリストにすることについては、市が有料広告募集を実施する場合【参考資料5】要綱に準じて運用を行っており、市全体としての掲載可否の基準となっていることから、当該要綱に準じる【資料4】許可基準(案)により、公益上必要な施設・物件にふさわしい広告物の表示が可能と考えます。

⑥ 意見提出者へ事務局回答を電話にて説明した際の回答

市が広告表示の決定権を有している旨、承知した。

⑦ 審議結果等

本案件を了解する。

【情報共有】窓内広告物に係る戸田市の取扱い状況について

「事前意見聴取における意見・対応方針一覧」【資料1】において改正案とは別件として、審議会委員と情報共有すべき「比較的先進的な取り組み」とのご意見を頂いたことから、本市の取扱い状況について【資料5】により【情報共有】を実施した。